

○鎌田座長 それでは、ただいまから第8回「特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会」を開催いたします。

皆様方には、本日は大変御多忙のところを御参集いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、全ての構成員の方に御出席いただいております。

なお、大下構成員及び鹿野構成員はオンラインでの御出席です。平田構成員については間もなくおいでになるということです。

本日の議題は、「報告書骨子（案）について」となっており、初めに事務局よりその説明をしていただき、構成員の皆様にご議論いただきたいと思います。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきますので、カメラをお持ちの方は撮影を終了してください。お願いいたします。

(カメラ撮影終了)

○鎌田座長 それでは、事務局より報告書骨子（案）について、一括で御説明をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○立石大臣官房参事官 事務局でございます。

資料について御説明させていただきます。

本日御用意している資料といたしましては、資料1、報告書の骨子（案）、資料2、第7回検討会における主な意見、参考資料集となっております。本日は、こちらの報告書骨子（案）を主に御説明をさせていただければと思います。資料2と参考資料1につきましては、それぞれ御参照いただければと思っております。

それでは、資料1の報告書骨子（案）についてでございます。資料1を御覧ください。

今回、骨子案ということでお示しをしております。構成といたしましては、「1 はじめに」を置いた上で、2のところ「政令、省令及び告示に規定する事項並びに関連する事項」として、これまでの検討会の御議論で方向性を示していただいた内容につきまして記載をしております。また、最後の5ページに「3 おわりに」の項目を置かせていただいております。こういった構成にしてございます。

「1 はじめに」につきましては、骨子案の段階では項目のみを書いてございますが、報告書案として整える段階で、今回の検討会の設置の経緯や経過などについて記載していくことを想定しております。

「2 政令、省令及び告示に規定する事項並びに関連する事項」についてでございますが、こちらについて、先ほど申し上げましたように、これまで検討会で御議論いただいた内容について記載をしております。基本的に、前回までに検討会で御議論をいただきました事項を条文順に並べ直しまして、法令的な表現ぶりに整理するなどの手を加えた上で落とし込みをさせていただいております。

それでは、順番に御説明いたします。(1)「募集情報の的確な表示(法第12条関係)」

でございます。「イ 的確表示義務の対象となる募集情報の提供方法」で、「法第12条第1項の厚生労働省令で定める方法は、以下の内容とすることが適当である」とした上で、これまで御議論いただいた内容を①から④として落とし込みをさせていただいております。

④の部分でございますが、これまで御議論で、テレビ、ラジオ、オンデマンド放送、ホームページ、クラウドソーシングなどが提供されるデジタルプラットフォームを概念して書いていたものを、条文上、こういった形で法令的に表現をさせていただいております。

次に、「ロ 的確表示義務の対象となる募集情報の事項」についてでございます。これまで御議論いただいております5つの項目について記載させていただいております。②につきまして、これまでの議論では「就業の場所」としておりましたものにつきまして、法令整理的に「業務に従事する場所」というふうに表現ぶりを変えておりますが、内容につきましては変わらない形になってございます。

続きまして、(2)「妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮(法第13条関係)」でございます。継続的業務委託の期間といたしまして法第16条についても同様としておりますが、「法第13条第1項の政令で定める期間は、以下の内容とすることが適当である」として、その期間を「6か月」と記載してございます。

その上で、その考え方といたしまして、これまでこの検討会で御議論をいただいていた内容を整理いたしまして、①といたしまして、継続的業務委託の期間の算定の始期、それから終期についての考え方。②といたしまして、業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約である基本契約を締結する場合の始期と終期の考え方。③といたしまして、契約の更新により継続して行うこととなる業務委託の期間の算定について。こちらにつきましては、前回の検討会におきまして、構成員より、空白期間を通算して算定することを骨子案でも明記しておくべきとの御意見もいただいたところですが、最初の業務委託等の始期から最後の業務委託等の終期までを算定するという考え方を明記しております。

あわせて、「契約の更新により継続して行うこととなる」と判断されるための考え方につきまして、【1】、【2】のところ御議論をいただいていた内容を書かせていただいております。

また、④期間の定めがない業務委託、基本契約についての考え方について、このような形で書かせていただいております。

(3)は「ハラスメント対策に係る体制整備(法第14条関係)」でございます。「妊娠又は出産等に関するハラスメントとなる言動の対象事由」といたしまして、厚生労働省令で定める事項といたしまして、①から④まで、これまで御議論いただいた内容を記載させていただいております。

(4)は「特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針(法第15条関係)」でございます。「法第15条の規定に基づき、第12条から第14条までに定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な事項は、別紙の内容とすることが適当である」と書かせていただいております。資料1の別紙といたしまして指針案をつけさ

せていただいております。

別紙の指針案を御参照いただければと思います。

こちらの指針につきましても、これまで検討会において御議論をいただいていた内容につきまして、法令的なチェック、表現ぶりや平仄を整理させていただいている部分がございますが、基本的な内容としてはこれまで御議論をいただいていたとおりでございます。

1点、内容面といたしまして、「第3 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮」の部分、4ページから5ページにかけてでございますが、その「1 概要」の(3)「継続的業務委託」の記載の中におきまして、5ページの下の方になってまいりますけれども、給付等の内容の一定程度の同一性の判断につきまして、下から4行目の辺りでございますが、「その際、原則として『日本標準産業分類』の小分類(3桁分類)を参照し、前後の業務委託に係る給付等の内容が同一の分類に属するか否かで判断する」といった形で、前回検討会で御議論をいただいたものにつきまして、こちらの指針案にその部分を挿入させていただいております。

そのほかにつきましては、この指針案の内容につきまして、前回まで御議論をいただいたものと内容的に同じものとなっております。

資料1にお戻りいただきまして、(5)「中途解除等の事前予告・理由開示(法第16条関係)」についてでございます。「イ 事前予告の方法」につきまして、「厚生労働省令で定める予告の方法は、以下の内容とすることが適当である」とした上で、これまで御議論いただいていた①から③の方法を記載しております。

また、この項目につきましては、前回までの御議論に追加をいたしまして、到達時点について紛れがないようにするために、他法の同様の規定に倣いましてなお書きを追記してございます。

なお、②ファクスを利用してする予告につきましては、特定受託事業者の使用に係るファクシミリ装置により受信をした時に、③電子メール等の送信の方法による予告は、特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、到達したものとみなすという記載を追記させていただいております。到達時点について紛れがないようにするために明記をする形とさせていただいております。

続きまして3ページ、「ロ 事前予告の例外事由」についてでございます。「厚生労働省令で定める場合は、以下の内容とすることが適当である」といたしまして、これまで検討会で御議論をいただいております①から⑤までの項目について記載をさせていただいております。

「ハ 理由開示の方法」のところでございます。こちら、先ほど御説明しましたイの事前予告と同様に、①から③までの事項について記載をした上で、なお書きのところ、到達時点についての記載を追加する形とさせていただいております。

「ニ 理由開示の例外事由」につきましても、「厚生労働省令で定める場合」といたしまして、①と②のこれまで御議論をいただいていた2項目を記載しております。

ホは「その他」としてございます。こちらにつきまして、法第16条の中途解除につきましては、ほかの法第12条、13条、14条とは異なり、指針の対象となっていないことを踏まえまして、本検討会におきまして解釈的な部分についても御議論をいただいていたところでございます。それを踏まえまして、その内容につきまして「解釈通達やリーフレット等において記載し、周知を行うことが適当である」という形で骨子案にも記載をさせていただいております。

内容につきましては、こちらも検討会で御議論をいただいていた内容を落とし込んでおりますけれども、①につきましては、解除の考え方につきまして、前段部分に約定解除について、後段部分に合意解除についての解釈で御議論いただいていた内容を書かせていただいております。

②につきましては「契約の不更新をしようとする場合」についての考え方、③につきましては「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」の考え方について、御議論いただいていた内容をそれぞれ記載させていただいております。

(6)「厚生労働大臣の権限の委任（法第23条関係）」でございます。「法第23条の厚生労働省令に定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる厚生労働大臣の権限は、以下の内容とすることが適当である」といたしまして、検討会で前回御議論いただいた内容を落とし込ませていただいております。

最後に、「3 おわりに」のところでございます。こちらにつきましても、骨子案の段階では項目のみとなっておりますが、報告書案の段階で内容について記載をしまいたいと考えてございます。

大変雑駁ではございますが、以上が骨子案の御説明でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえ、御質問、御意見があればいただきたいと思っております。どうぞお願いいたします。

大谷委員、どうぞ。

○大谷構成員 ありがとうございます。全国中央会の大谷です。

御説明、どうもありがとうございました。

今回、報告書の骨子案という形になっておりますけれども、実際にはこれを見たからといって全てが分かるというわけではないと思っておりますので、これまで御議論がありましたとおり、リーフレット、Q&A等々で補足の説明をしていただきたいと思いますと思っております。

特に、文書中で判断を求めるような書きぶりがございますので、誰が判断するのか、どこで判断するのかみたいなことについても分かるようにしていただきたいと思いますと思っております。

もう一点、これは「はじめに」でも「おわりに」でもどちらでも構わないのですけれども、法律の附則条文のところを検討項目がございますが、3年をめどとして施行に当たって問題がないかどうかということをチェックせよということが書いてございますので、そ

うといった意味で、不断の見直しを行っていくといった内容のものを入れていただけるとありがたいなと思っております。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

事務局、これについてコメントはありますか。

○立石大臣官房参事官 事務局でございます。

御意見をいただきましてありがとうございます。

1つ目の御意見について、分かりやすく周知、リーフレットやQ&Aなどで御説明をさせていただくということにつきまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、「はじめに」または「おわりに」の部分に御指摘の点について盛り込むということにつきましても、本日御意見をいただきましたので、それを踏まえて報告書案の段階で案をお示し、お諮りさせていただければと思っております。

○鎌田座長 大谷委員、よろしいですか。

○大谷構成員 ありがとうございます。

○鎌田座長 ほかにございますか。

富高委員、どうぞ。

○富高構成員 ありがとうございます。

少し細かい話なのですが、資料1の2の(2)の①について、「継続的業務委託の期間の算定に当たっては、業務委託に係る契約を締結した日を始期」と記載があります。契約締結日と一口に言っても、契約の両当事者が契約書に押印した日の場合や、契約期間の初日とする場合、効力発行日が別途定められている場合等、実態として様々なケースがあるのではないかと思っております。そうした中で、「契約締結日」をどのように捉えているのかを教えていただきたいと思えます。

いずれにしても、「契約締結日」の決め方には様々なパターンがありますので、ガイドラインやQA、リーフレット等の中で具体例を示しながら、分かりやすく考え方を示していただきたいと思っております。

今申し上げたのは一例ですが、先ほど大谷委員が指摘されたように全般的に分かりにくい部分もあると思えますので、その点はリーフレット等で周知していただきたいと考えているところでございます。

また、今回の報告書骨子(案)は継続的業務委託の期間の長さやハラスメント措置等、様々な御意見がある中ですり合わせをしてきているものではございますけれども、先ほど3年の見直しの規定に関する意見もございましたが、これから実際に制度の運用が開始されていく中では、実態を見ながら必要な見直しをしていくことが重要だと思っております。

分かりやすくということ言えば、法の対象となるフリーランスの方の中には、一般の労働者かそれ以上に、法に対するなじみが薄い場合もあると思えますので、より丁寧な周知、相談体制の整備等をぜひお願いしたいと思えます。

それから、本検討会の議題ではないのですけれども、フリーランス新法には仲介事業者に対する業規制はございませんし、労働者性の判断基準の見直しについても、フリーランスの保護において非常に重要だと思っておりますので、附帯決議を踏まえて着実に検討を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

御意見と、それから契約締結日などについての御質問もあったと思います。

事務局のほうでコメントをお願いします。

○立石大臣官房参事官 事務局でございます。

契約を締結した日につきましては、御指摘のとおり契約に合意した日を指すと考えてございます。一方で、いろいろと具体例を示して周知すべきということにつきましても、しっかりと承らせていただければと思っております。

また、今後、施行していく上で様々な相談事例なども積み上がってまいりますし、その過程で、法のなじみも薄い方もいらっしゃるということで、周知のほうも併せてしっかりと頑張っていくということで取り組ませていただければと思っております。

今後の話として、仲介事業規制とか労働者性の話についても御指摘は承りましたので、担当部局などにもしっかりとお伝えしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○鎌田座長 富高委員、よろしいですか。

○富高構成員 はい。

○鎌田座長 ほかにございますか。

山田委員、どうぞ。

○山田構成員 山田でございます。

フリーランス・トラブル110番を運営していますが、フリーランス・トラブル110番の相談でここ数か月すごく増えたなと思っているのが、社員として募集があって、行ってみたら業務委託契約を打診されたという御相談が大変増えているなということです。それから、これまで雇用されていたのに、会社のほうから今度から業務委託に切り換えますというような話があったとか、一般的に雇用なのか業務委託なのかというところがごちゃごちゃになっているような相談が増えています。今回の条文の関係に照らしますと、12条ですか、指針の中で、専ら労働者の募集に係るものに関しては業務委託に係る特定受託者の募集には含まれないということは書かれておりますから、その場合は職業安定法の募集の仕方が良くないということになると思うのですが、職業安定法の違反なのか、フリーランス新法の違反なのかということのはざまに落ちないような取扱いということもぜひ注意していただければなと思っております。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

事務局、コメントをお願いいたします。

○立石大臣官房参事官 御指摘いただきましてありがとうございます。

今、先生に御指摘いただきましたとおり、社員として募集しておきながら実際には業務委託の募集だったというのは職業安定法の違反になり得るものがございます。

一方で、はざまに落ちないようにという視点も大変重要でございますので、しっかりと連携して対応できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○鎌田座長 山田委員、よろしいですか。

○山田委員 はい。

○鎌田座長 ほかにございますか。

平田委員、どうぞ。

○平田構成員 初めに、本日は遅参して申し訳ありませんでした。駅でちょっとトラブルがあり、すみませんでした。

私からは3点お伝えしたいと思っております。

まず、全体として、いろいろな方のいろいろな御意見をいただいて、とてもいい法律になっているのではないかなと期待しているのですけれども、1点目は分かりやすさといった部分です。先ほど御指摘もありました、始期と終期の契約の締結した日というのもそうですし、基本契約のところでも、基本契約に係る給付の基本的な事項が書いてあることというのがありますが、その基本的な事項はどういうことなのかとか、あとは、募集情報を間違っている場合は修正しなければいけないとあるのですが、訂正ではなくて掲載停止といったことでもいいのかとか、恐らく実務をやっている方からするといろいろな疑問点が湧いてくると思います。

これを毎回、フリーランス・トラブル110番さんに相談して判断を仰ぐということになると、山田先生たちも大変になると思いますし、公取や厚労省の皆さんも大変になると思いますので、判断を仰がなくても自分たちである程度客観的に判断できるような説明というのが、ガイドラインやリーフレットに求められているかなと思います。

2つ目は、労働者性について。先ほどお二人からもお話がありましたけれども、当協会でも先月、「偽装フリーランス防止のための手引き」を公開して、少しでも企業の方やフリーランスの方が自分たちで、これは労働者に近い働き方なのではないかと気付けるようなサポートをしたいと思っております。実際その手引を公開した後、自分が当てはまる気がするというお問合せもいただいております。そういった労働者性の考え方や判断基準の周知・啓発や、分かりやすく整理していくといったところを、ぜひお願いしたいと思っております。

今年には社会保険の被用者保険適用の見直しの年でもありますけれども、その中でも労働者性が認められるフリーランスは被用者と認めて、しっかり着実に適用していくということも言われておりますので、そういった観点からもしっかり分かりやすくしていただきたいと思っております。

3点目ですけれども、ちょうど今週、「フリーランス白書2024」を公開させていただきました。その調査の中で、フリーランス新法の認知と期待についても聴取していますが、認知度は83.6%で、思っていたよりも随分認知されているのだなと感じました。やはり皆さんは当事者ですので、「フリーランス」というキーワードが報道されると、しっかり見ていらっしゃるのだなと思います。他方で理解度ということですと33.7%で、内容について何となく聞いたことや調べたことがあるけれども、よく分からないという方が7割ぐらいいらっしゃるようです。また、全く見聞きしたことがないという方も16.3%いらっしゃいました。なので、ここから施行までそんなに長い時間がないと思うのですけれども、しっかり広報・周知をしていくことが、行政への期待の中でも出ています。

また、新法施行に向けて行政に期待する対応について聴取したところ、実はあらゆる手段での広報・周知の選択肢を上回って、一番求められていたのが違法取締事例の公開でした。これを求める方が59.4%いらっしゃったのです。

実際、新法への期待の自由回答の中でも、せっかくこういう法律ができて発注者の法令遵守の意識がないとか、罰金が少ない金額なのでそれさえ払えばいいのだろうということで、守らない企業がいるのではないかという不安が数多く出ておりました。そういったことから、法令違反をした企業が公開されるとか、その事例が周知されるといったことを望む声が多いのかなと思っておりますので、ここもぜひ御検討いただければと思います。

私からは以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

事務局、この点についてコメントはございますか。

○立石大臣官房参事官 ありがとうございます。事務局でございます。

御意見をいただきましてありがとうございます。

認知度が高いというのは非常に心強く思ったところです。一方で、理解度との差はあるという話。それから、これまでいただいた委員からの御意見でも、やはりきめ細かな周知、分かりやすい周知・啓発といった御指摘をいただいているところでございます。

毎回毎回、相談窓口にお問い合わせないと分からないということがないように、リーフレットやホームページでQ&A等を逐次集積をしていくなどといった工夫をいたしまして、なるべく分かりやすい形ということで取り組んでまいりたいと思っております。

労働者性の話につきましても、大変関心が高いと思っておりますので、関係部局のほうに本日の御意見もしっかりと伝えてまいりたいと思っております。いろいろと工夫をしながら周知・広報に努めてまいりますので、またアドバイスをいただければ大変ありがたく存じます。

以上でございます。

○鎌田座長 平田委員、何かありますか。大丈夫ですか。

○平田構成員 はい。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

鹿野委員、どうぞ。

○鹿野構成員 ありがとうございます。

今回、骨子案をおまとめいただきましてありがとうございました。今までの議論におけるいろいろな意見を適切に盛り込んでいただいたと思っております。

私からは、既に御発言があったところと重なる部分が多いのですが、2点申し上げたいと思います。

第1点は、せっかくこの分野で法律ができ、政省令についての骨子案ということで議論してきたわけですが、これを具体例とかも交えながら分かりやすく周知をしていただくことが極めて重要であろうと思います。その点、これはもう既にほかの委員がおっしゃったことですが、私からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目ですが、見直しを図るということについて御指摘もいただきましたし、事務局からもお答えをいただいたところです。これも、ぜひ「おわりに」とかにも明確にその文言を入れていただきたいと思うのですが、その見直しを行っていく際に、実態を継続的に把握していくことが必要であろうと思ひます。もともとこの政省令という以前の新法をつくる段階のときに、事業者対事業者だし、多様なものがあるし、実態があまりよく分かっていないという段階から、いろいろな形でのヒアリング等を行って実態を調査し、分析してきて、この新法がつくられたものと理解してあります。

今後は、新法、つまり法律本体と政省令、あるいはいろいろなガイドラインも含めて、対象とかルールの内容が明らかになったので、その点ではやりやすくなるのかもしれないと思ひますが、一方で、かなり多様なものが対象になってきますので、ぜひ実態を把握していただきたい。この法律あるいは政省令のルールに直接該当しないものも含めて、先ほど110番のお話もありましたけれども、今後も、これでは足りないというような問題がないかまで含めて実態を把握して、それで見直しにつなげていっていただきたいと思ひます。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

これについて、事務局、コメントはありますか。

○立石大臣官房参事官 事務局でございます。

御指摘をいただきましてありがとうございます。

周知の話につきましては、具体例も交えてということで、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

見直しの話につきましては、先ほども御指摘がございましたが、「はじめに」または「おわりに」といった形で文言を入れていくということにつきまして、また御相談させていただきながら案を作成してまいりたいと思っております。

その中で、見直しを今後行うに当たって実態をしっかりと把握していくということについ

でも御指摘をいただきましたので、都道府県労働局とか、山田先生に御尽力をいただいておりますフリーランス・トラブル110番などで様々な実態を把握しながら、今後に向けて取り組んでいくことが大変重要だと思ってございます。ありがとうございます。

○鎌田座長 鹿野委員、よろしいですか。

○鹿野構成員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

そのほか、ございますか。

山田委員、どうぞ。

○山田構成員 今、鹿野先生のほうから何か抜けていないかというところで、1点思い出しましたので。

中途解約の予告は非常に前進だと思っておりまして、大変良いのですけれども、一つ心配しているのは、逆に、30日前に予告さえすれば何でも許されるというような解釈は広まらないでほしいと思っております。

民法は、相手の不利な時期に解約した場合は損害賠償をしなければいけないという大原則がありますので、30日前に予告すれば全てが許されるものではなくて、例えば、専属性を非常に求めて、ほかの仕事は絶対に入れるなどと言って、ほかを全部断った状態にしておいて、30日前に急に解約と言って、新法を守っているからいいのではないかとと言われても、それは報酬の額が大きければ大きい場合ほど、それを当てにしていたということからすると不利益になることもあり得るわけです。そこは間違った伝わり方はしてほしくないなと思っております。

○鎌田座長 この点も十分留意した上で、説明・周知を図っていただきたいと思います。

○立石大臣官房参事官 御指摘いただきましてありがとうございました。承知いたしました。

○鎌田座長 布山委員、どうぞ。

○布山構成員 ありがとうございます。

こういう形で骨子をまとめていただきましてありがとうございます。

重なるので発言しようかどうか迷っていたのですけれども、まずは実態を把握してという話もありましたし、周知をするということは、私もそのとおりで思っています。

特に、実態を把握するところについては、山田先生のお話もありましたが、フリーランスの働き方はいろいろ幅があると思っています。1つの業務を1つのところでずっとやって働いている方もいらっしゃるれば、複数のところと契約をして働いている方もいらっしゃるし、最近雇用者が副業的に行っているものもあるでしょう。そうすると、フリーランスという一つの形、枠の中で決めてしまうとそごが出てくる可能性もあるので、今後見直しに向けてということになりますが、実態の調査をしていただいて、次につながればいいと思っております。少々先走りしていますが、御意見を述べさせていただきます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

コメントは何かありますか。

○立石大臣官房参事官 ありがとうございます。

御指摘をいただき、実態把握と周知の重要性について、重ねていただいたところでございます。

特に実態把握につきましては、本当に様々な形態で従事されている方がいらっしゃるということでございますので、施行後におきましても、そういった実態をしっかりと調査していくことは大変重要であると考えてございますので、御指摘を踏まえまして引き続き必要な調査を行ってまいりたいと思っております。

○鎌田座長 布山さん、よろしいですか。

○布山構成員 はい。

○鎌田座長 ほかにございますか。

川田委員、どうぞ。

○川田構成員 ありがとうございます。

私も、今回の資料1と別紙の中身については、これまでの議論が反映されたものと理解しております。

そのことを前提に、やや細かく切り分けると5点ほど述べたいと思うのですが、1点目は、周知に関してはこれまで他の委員からも繰り返し重要性が指摘されているところで、私からは、どうしてもこういう報告書とか政省令、指針ということになると、法律の解釈という基本的には客観的な視点からの記述になるところを、周知する際にはできるだけ当事者の目線で説明をすることが重要ではないかということだけ付け足したいと思えます。

2点目として、前回、今回と、継続的業務委託の期間を算定する際の始期とか終期、あるいは空白期間などは実態として非常に分かりにくい、把握しにくいようなケースがあるという御指摘があったかと思えます。

その点に関して、恐らくフリーランス法が新たに制定された背景、このような法律が必要になった背景として、フリーランスで働いている方の契約関係が、期間だけではなくて、例えば当事者など、ほかの点でもあるのではないかと思います。契約関係が明確ではない状況についてできるだけ適正化を図っていくことが法の趣旨としてあるだろうと思えますので、契約関係の具体的内容ができるだけ明確に示されるような法制にすることが望ましいだろうし、また、法を運用していく際も、できるだけ可能な範囲内で契約関係が明らかにされないこと、とりわけフリーランスの方のほうで契約関係を明らかにできないことがフリーランスの方の不利に働かないような運用が求められるということになるのではないかと。この辺りも、何らかの形で明らかにされていくと望ましいのかなと思っております。

3点目として、これも既に的確表示のところ職安法との連携という話が出ていたのですが、それ以外でも、例えばこの法律の14条で対象としているハラスメントと、5条で挙げられている問題のある取引上の行為については、恐らく実態としてハラスメントに当たる

ような言動を伴いながら5条に出てくるような行為が行われるような状況が予測できますので、そのような場面では、例えば厚労省労働局と公正取引委員会、中小企業庁が連携をすとか、あるいは、行政機関の枠は外れるかもしれませんが、先ほども出てきた、この法律との関係でも問題にならないとしても、民法との関係では問題になり得るようなケースなどもあると思いますので、ほかの法律等との連携をしっかりと保ちながら実効性の確保を図っていくことが重要かなと思います。

4点目ですが、これも既に出てきましたが、この法律との関係で、いわゆる労働法学で言う誤分類、労働者に当たるはずのものが当たらないという前提でフリーランス法の枠の中に入ってきているようなケースについては、適切に労働者として労働法規を適用していくことが重要であるということもどこかで強調されるべき、そういう前提で適用される法律なのだということをはっきりさせておくことも重要だろうと思います。

次で最後になりますが、以上述べたようなことなども含めて、今日の議論の中でも、見直しに関しては報告書の「はじめに」「おわりに」等の中で適宜言及していくというお話がありましたが、それ以外の点でも、私以外の委員からも発言があった点については、検討した上で「はじめに」とか「おわりに」の中で言及できそうなものは言及していくことが報告書のまとめ方としていいのかなと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

何か事務局のほうでコメントございますか。

○立石大臣官房参事官 御指摘をいただきましてありがとうございます。

周知の点につきまして、当事者目線ですしていくとか、労働者性のお話もございましたけれども、そもそも労働者である人は労働法なのですよということを周知のリーフレットにも記載をしておくとか、それから、今回、フリーランス法を制定していく過程で、公取さん、中企庁さんが主に所掌していかれる取引の適正化の部分と就業環境の整備が相まっているような場合についても、しっかりと施行していくことが必要であるというような大変重要な御指摘をいただいたところでございます。

先生からいただいた御指摘を含め、本日皆様からいただいた御指摘をしっかりと踏まえまして、座長と御相談をさせていただきながら、報告書案の取りまとめについてもしっかりと対応してまいりたいと考えてございます。御意見、本当にありがとうございます。

○鎌田座長 川田さん、よろしいですか。

○川田構成員 はい。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。

それでは、私も一つ感想を述べさせていただきます。

このような就業環境整備に関する検討会で、委員の皆様から多くの御指摘、御意見をいただき、このような形で報告書の骨子案をまとめることができたことは本当にありがたく

思っています。お礼を申し上げます。また、事務局の皆さんもありがとうございます。

細部については、これからさらに報告書案に盛り込むということでございますけれども、今までの議論の中で皆さんにいただいた御意見は反映されているものと私も理解しておりますので、本当に良いものになったなという感じがしております。

これから施行に向けてということなのですが、これはもう皆さんがおっしゃるとおり、フリーランスの皆さんを含めて多くの方が理解しやすいように、分かりやすくしていくことが本当に大切なことだと思っております。

その点で、この委員会では就業環境の整備に関する事柄についてはかなり丁寧にやっておりましたけれども、いわゆる基本概念、特定受託事業者というのは誰を指すのかと。これは法律に書いてあるのですけれども、例えば従業員を使用しないと書いていますが、こういうことも含めて丁寧に説明していく。

それから、先ほど富高委員もおっしゃったように、純粋な仲介事業者は対象にならないわけですが、特定業務委託事業者というのは誰なのか、実態においてどう判断すればいいのか、適用があるのかないのかということも分かりやすく説明することが大切と。

それから、業務委託という基本概念についても、これは公正取引委員会とも関係することなのですが、いわゆる下請法とはちょっと違う概念になっておりますので、この辺のところはもしかしたら少し混乱が生じる可能性もありますので、そういうことを含めて、基本概念について分かりやすく、Q&Aかガイドラインか分かりませんが、周知を図っていただきたいなと思っております。

以上であります。

ほかに最後にありますか。

ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見が特段なさそうなので、本日の議論はここまでにさせていただきますと思います。御発言ありがとうございました。

報告書案について、内容としては構成員の皆様にご了承いただいたものと思っておりますので、法制的な観点等から文言の修正があり得るかもしれませんが、その点は一任いただき、事務局には必要な手続を経てパブリックコメントを実施していただき、その上で最終的な報告書案を取りまとめていただくということでよろしいでしょうか。

(構成員首肯)

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、次回の検討会では、事務局より報告書案の提示とパブリックコメントの結果についての御報告をしていただきたいと思います。

最後に、事務局から次回の日程について説明をお願いいたします。

○立石大臣官房参事官 事務局でございます。

本日も、本当に御意見をいろいろとありがとうございました。

次回の詳細につきましては、座長と御相談の上、事務局からまた後日御連絡をさせてい

ただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○鎌田座長 それでは、本日の検討会はこれで終了します。

皆様におかれましては、お忙しい中、どうもありがとうございました。